

寒冷地手当支給規則の一部改正について

1 改正の理由

寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号。以下「規則」という。）別表の官署の定めについては、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）第3条第2項の規定により、人事院の勧告によるものとされている。

今般、平成24年10月24日付けで人事院から勧告があり、これに基づき、寒冷地手当支給官署として東北地方整備局南三陸国道事務所及び関東地方環境事務所日光自然環境事務所那須自然保護官事務所を指定するために、規則別表について、所要の改正を行う必要がある。

2 改正の内容

規則別表に東北地方整備局南三陸国道事務所及び関東地方環境事務所日光自然環境事務所那須自然保護官事務所を追加する。

なお、規則別表における官署の並びについては、市町村別に府省の建制順としていたため、岩手県釜石市に所在する「東北地方整備局南三陸国道事務所」（国土交通省）については、岩手県の項における同市の「釜石税務署」（国税庁）の後、栃木県那須郡那須町に所在する「関東地方環境事務所日光自然環境事務所那須自然保護官事務所」（環境省）については、栃木県の項における同町の「那須御用邸皇宮護衛官派出所」（警察庁）の後に追加する。

3 施行期日

公布日（平成24年11月1日から適用）

注 本件は行政手続法（平成5年法律第88号）第3条第2項第5号に該当することから、同法第6章（意見公募手続等）の規定が適用されないものである。